

第1編 総 論

第1章 滝川市の責務、計画の位置づけ、構成等

滝川市（以下「市」という。）は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び道の国民の保護に関する計画（以下「道国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき市国民保護計画を作成する。計画の作成に当たっては、国民保護法第39条の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、作成したときは、速やかに市議会に報告するとともに公表する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急対処事態への対処

資料編

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、道国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。））。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われるものとし、いやしくも国民を差別的に取り扱い、並びに思想及び良心の自由並びに表現の自由を侵さないものとする。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法（新聞、放送、インターネット等）により提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、道、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアにより行われる国民保護のための措置に資するための自発的な活動に対し、必要な支援に努める。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重等

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

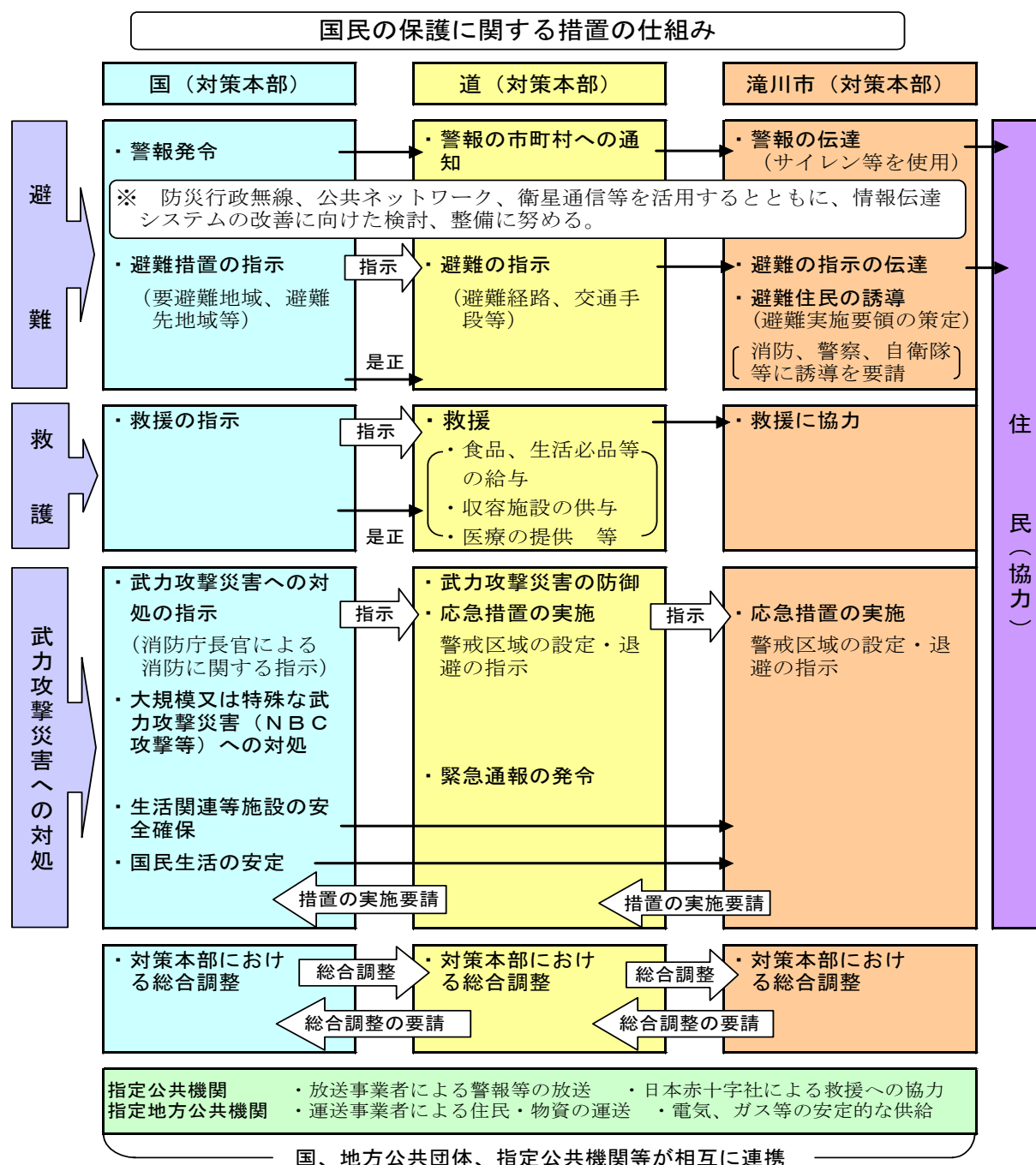
(9) 外国人への国民保護措置の適用

市は、憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は、滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

1 国民保護措置の全体の仕組み



- 国民の協力については、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年6月13日法律第79号。以下「武力攻撃事態対処法」という。）第8条、国民保護法第4条1項に「協力するよう努める」とされているが、国民に協力を要請できる場合を限定している。

協力内容は、①住民の避難や避難住民等の救援の援助、②消火活動、負傷者の搬送又は被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の援助、③保健衛生の確保に関する措置の援助、④避難に関する訓練への参加となっている。

2 市の事務又は業務

機関の名称	事務又は業務の大綱
滝川市	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部、緊急対処事態対策本部、現地対策本部等の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供、外国人安否情報の収集の協力その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、廃棄物の処理、被災情報の収集及び報告その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給、生活関連物資等の価格の安定、管理施設の応急の復旧その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄（滝川市地域防災計画に兼ねる。） 10 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

3 関係機関等連絡先

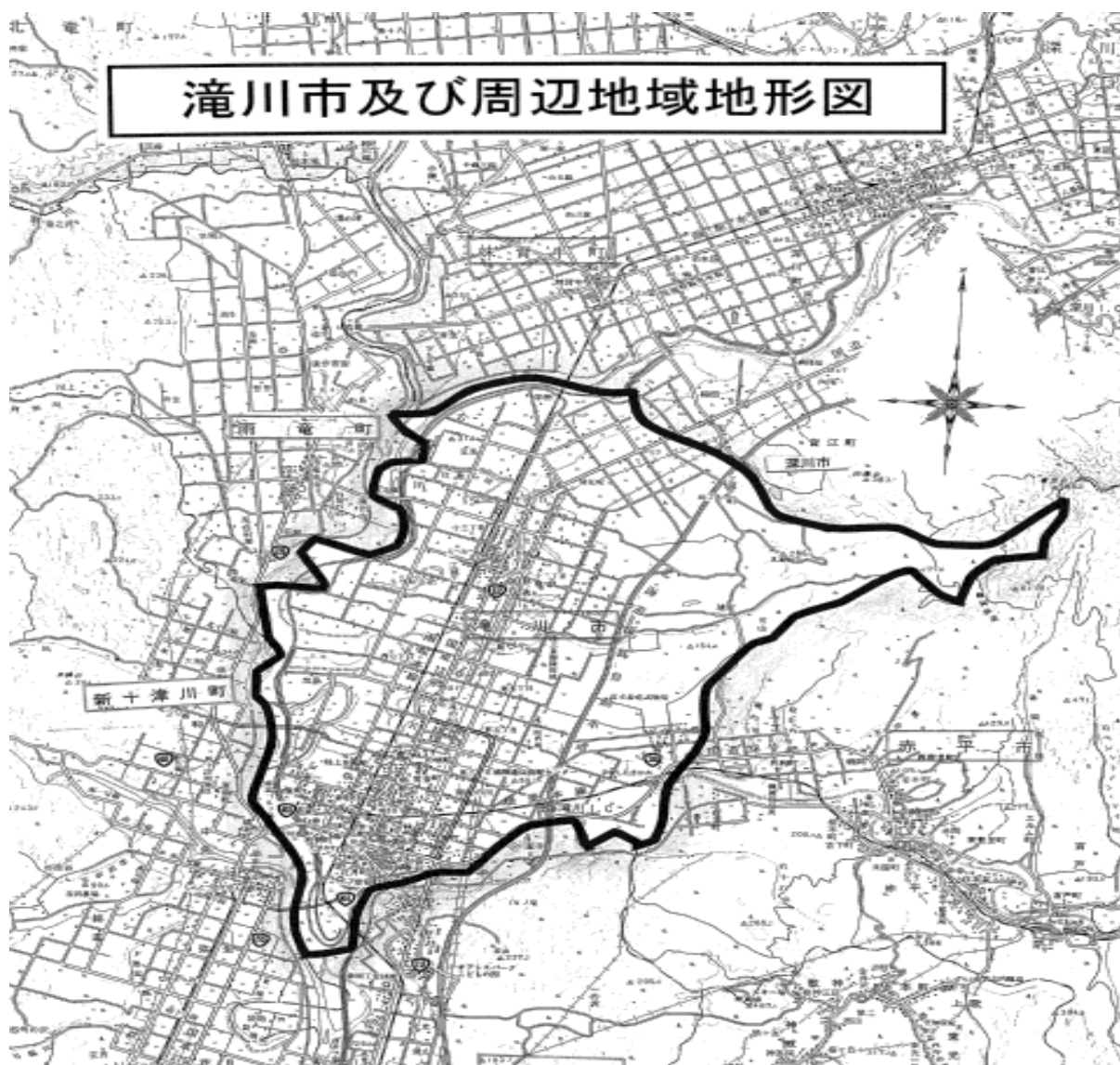
市の国民保護措置の実施を円滑に行うため、国、道、市町村その他関係機関との連携を図るための連絡先（電話・FAX）は資料編に整理する。

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 地 形

本市は、北海道のほぼ中央にあって、東端は東経 142° 05′ 08″ 西端は東経 141° 52′ 38″ 南端は北緯 43° 31′ 46″ 北端は北緯 43° 40′ 20″ に位置し、空知川と石狩川の合流点で両河川に挟まれた地勢にあり、面積は 115.82 平方キロメートルで、地形的には石狩川と空知川によって発達した沖積平野と河岸段丘及び丘陵地帯から成り立っている。



(2) 気 候

本市の気候は、滝川市の統計資料の過去10年では、夏季に30度以上、冬季には氷点下20度以下の日が見られるなど、夏季と冬季の温度差が大きい典型的な内陸性の気候を呈しており、年平均気温は6.5℃となっている。降水量も比較的多く、過去10年の年平均降水量は1,241mmで、雨の多い月は台風の影響を受ける8月、9月頃となっている。

冬期間の降雪量は、年によっては年間10m以上を記録している状況にあり、特別豪雪地帯となっている。年間日照時間は、約1,420時間程度で、75%以上を4月から10月までにおいて占め、冬期間の日照時間は少ない。

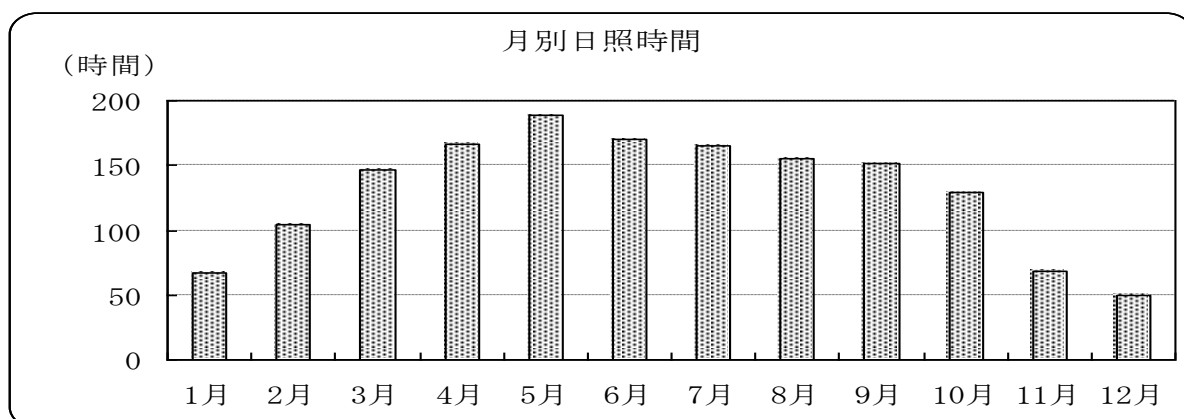
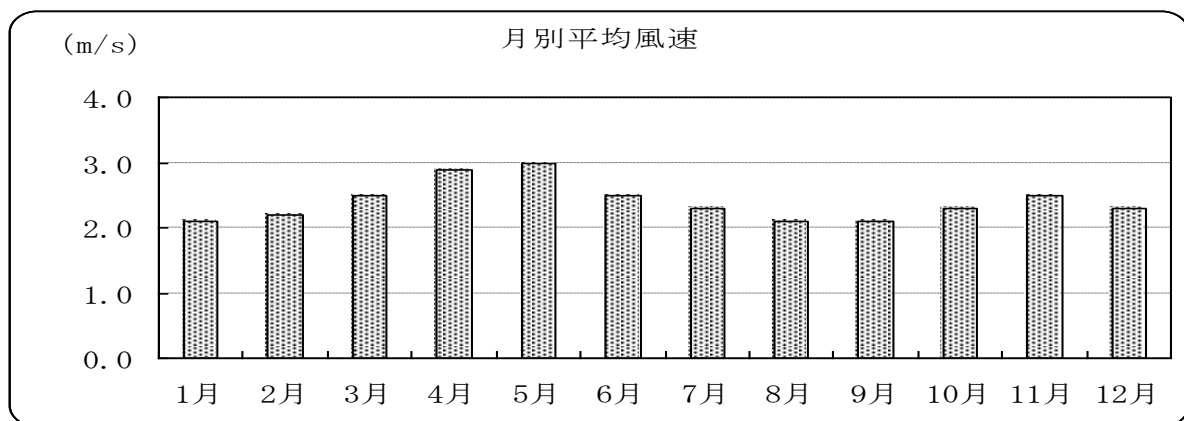
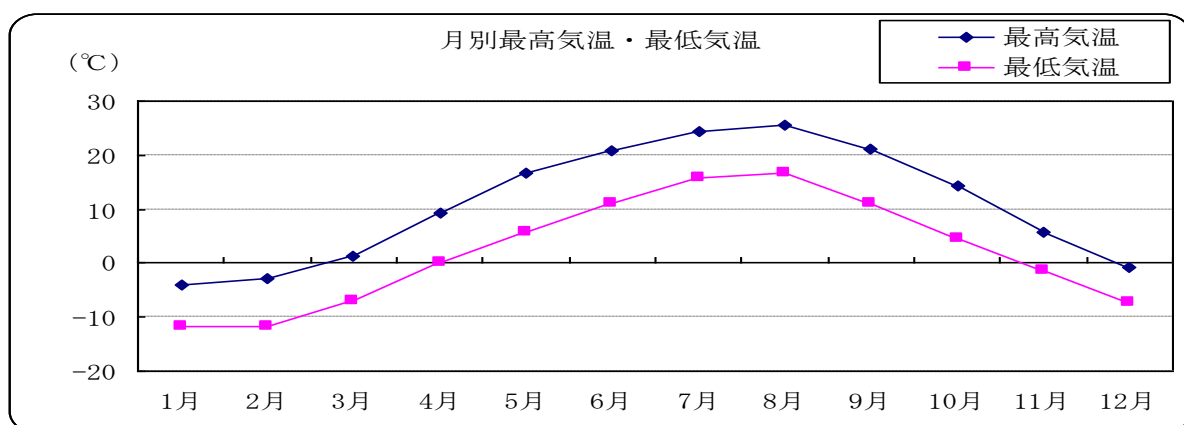
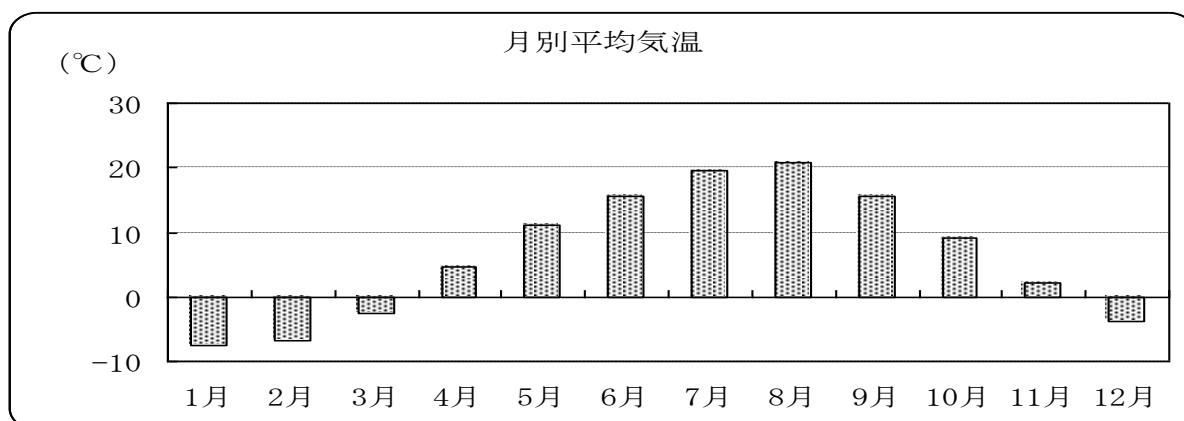
風向きは、地形の関係から南風又は南西の風が多い。季節的には冬期間は北風、夏期間は南風となっており、月平均の風速は4月、5月が最も強く3.5m前後であり、年平均2.5m前後である。4月、5月は温帯性低気圧による非常に乾燥した風が南西方向から吹く。湿度は、春の雪解けから初夏にかけて低く冬期間に高い。

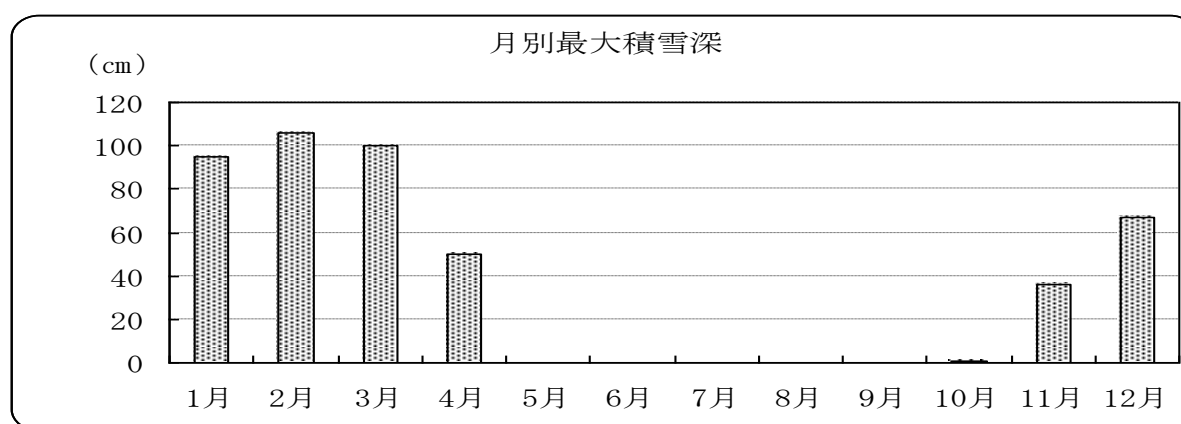
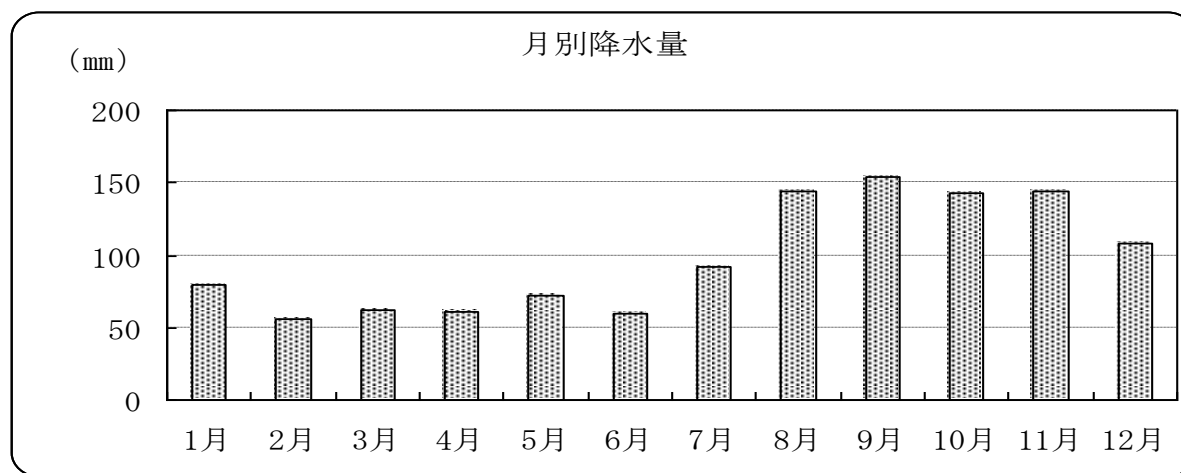
気象庁の滝川市気象データ月別平均気温、最高気温、最低気温、平均風速、日照時間、降水量、最大積雪深は、表及びグラフで表示する。

滝川市の気候

項 目	平均気温	最高気温	最低気温	平均風速	日照時間	降水量	最 大 積雪深
単 位	℃	℃	℃	m/s	時間	mm	cm
統計期間	1979～ 2000	1979～ 2000	1979～ 2000	1979～ 2000	1987～ 2000	1979～ 2000	1982～ 2000
資料年数	22	22	22	22	14	22	19
1 月	-7.4	-3.9	-11.7	2.1	67.6	79.4	95
2 月	-6.8	-2.9	-11.6	2.2	104.1	55.5	106
3 月	-2.5	1.2	-6.9	2.5	146.9	61.5	100
4 月	4.7	9.4	0.1	2.9	166.9	61.1	50
5 月	11.0	16.6	5.8	3.0	188.5	71.7	0
6 月	15.6	20.9	11.1	2.5	170.3	59.4	0
7 月	19.6	24.5	15.7	2.3	165.0	92.2	0
8 月	20.7	25.5	16.7	2.1	155.8	144.5	0
9 月	15.7	21.1	11.1	2.1	152.1	154.5	0
10 月	9.2	14.4	4.5	2.3	129.7	142.9	1
11 月	2.2	5.8	-1.3	2.5	67.9	143.8	36
12 月	-3.8	-0.8	-7.2	2.3	49.2	107.6	67
全 年	6.5	11.0	2.2	2.4	1,568.5	1,213.5	111

資料：気象庁





(3) 人口分布

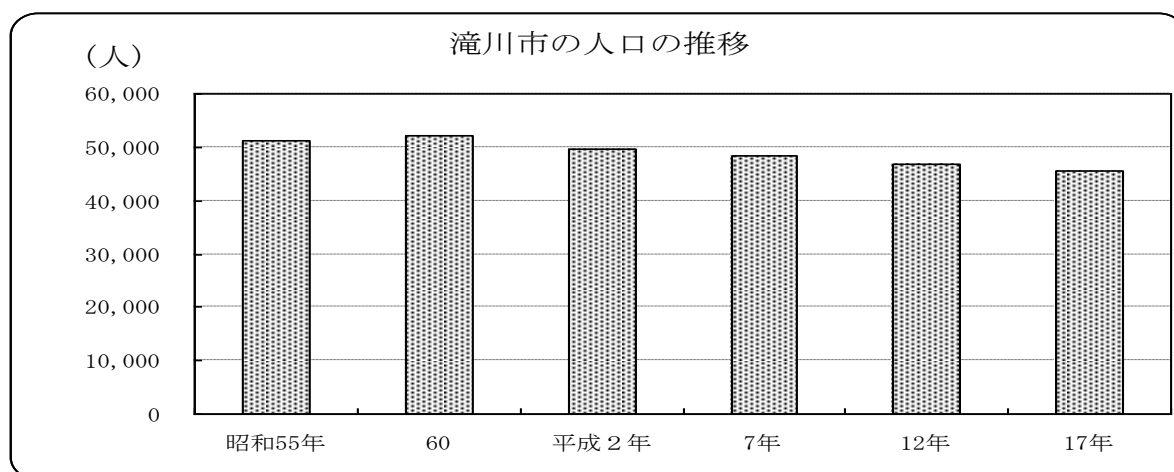
本市の人口は、市統計資料によると昭和58年次をピーク（53,121人）として、平成17年次国勢調査では45,562人と減少傾向を示している。

滝川市の人口推移及び年齢3区分別人口割合の推移は、表及びグラフで表示する。

滝川市の人口

年次	人口(人)			総数の対前回比	
	総数	男	女	増減数	率(%)
昭和55年	51,192	25,075	26,117	-	-
60年	52,004	25,072	26,932	812	1.6
平成2年	49,591	23,443	26,148	△2,413	△4.6
7年	48,425	22,835	25,590	△1,166	△2.4
12年	46,861	22,095	24,766	△1,564	△3.2
17年	45,562	21,557	24,005	△1,299	△2.8

資料：国勢調査

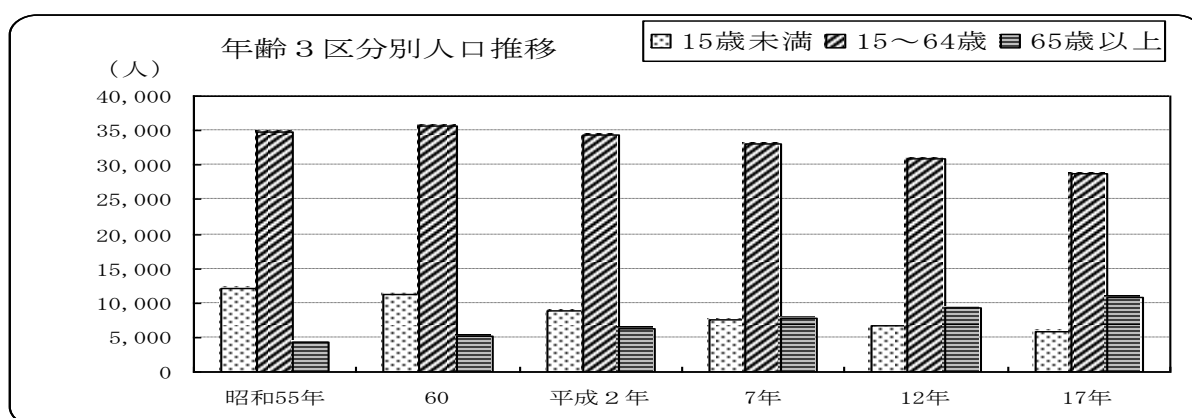


年齢構成別人口

(構成比：%)

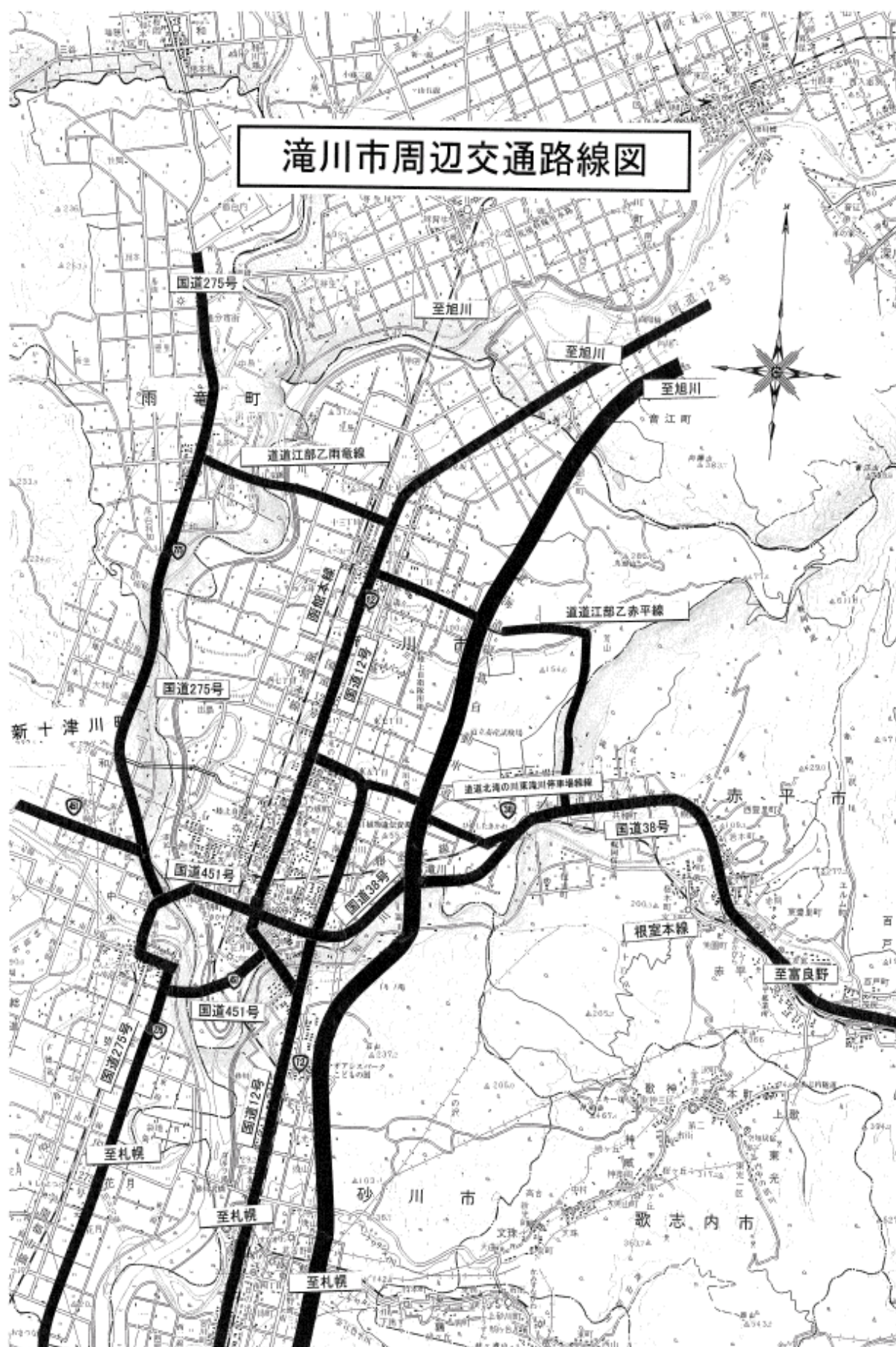
年 次	総 数	15 歳未満		15～64 歳		65 歳以上	
		人 口	構成比	人 口	構成比	人 口	構成比
昭和 55 年	51,192	12,140	23.7	34,737	67.9	4,304	8.4
60 年	52,004	11,146	21.4	35,671	68.6	5,186	10.0
平成 2 年	49,591	8,862	17.9	34,351	69.3	6,372	12.8
7 年	48,425	7,570	15.6	33,093	68.3	7,762	16.0
12 年	46,861	6,638	14.2	30,867	65.9	9,356	20.0
17 年	45,562	5,813	12.8	28,843	63.3	10,906	23.9

資料：国勢調査



(4) 幹線道路網

本市は、北海道の大動脈である道央自動車道により、広域交通の確保が計られているほか、一般国道12号で札幌市・旭川市の道央圏域を連絡し、38号では滝川市と釧路市の道東圏域を連絡、451号では、滝川市・留萌市の日本海沿岸を結ぶ等重要路線を結束する交通の要衝となっている。



(5) 鉄道の位置

鉄道は、札幌・旭川を結ぶ函館本線と、滝川・釧路を結ぶ根室本線の終点となっており、交通の要衝となっている。

(6) 自衛隊施設等

自衛隊施設は、市内に陸上自衛隊滝川駐屯地があり、第10普通科連隊、滝川駐屯地業務隊、第345会計隊、第314基地通信中隊滝川派遣隊、第120地区警務隊滝川派遣隊、北部情報保全隊滝川情報保全派遣隊が駐屯している。

駐屯地は、滝川市・砂川市・芦別市・赤平市・歌志内市・石狩市・新十津川町・奈井江町・浦臼町・上砂川町・当別町の6市5町の災害派遣任務を有している。また、他の施設として、滝川駐屯地滝川演習場も備えている。

(7) その他施設等

北海道電力(株)西滝川変電所、滝川ガス(株)、中空知広域水道企業団、電気通信施設、ダム施設等

(8) 国民保護措置を実施する上での課題

滝川市の地理的状況は、大きな河川に挟まれた地域で、隣接市町村とは長大橋で連絡しており、武力攻撃事態等においては状況に応じた避難の検討と、水道施設が破損した場合の補助的施設利用等検討が求められる。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり道国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、道国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

① 着上陸侵攻

船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標になりやすく、航空機による場合は、沿岸部に近い空港が攻撃目標となりやすい。国民保護措置を実施すべき地域が広範囲、期間が比較的長期に及ぶことが想定される。

② ゲリラや特殊部隊による攻撃

突発的に被害の発生が考えられるが、狭い範囲に限定されることが一般的である。しかし、攻撃目標施設や兵器の種類により大きな被害が生ずるおそれがある。

③ 弾道ミサイル攻撃

攻撃目標の特定が困難で、短時間で着弾予想、弾頭の種類により被害の様相及び対応が大きく異なる。

④ 航空機による攻撃

弾道ミサイル攻撃の場合に比べ時間的余裕があるものの、あらかじめ攻撃目標を特定することが困難。

2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、道国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

(1) 攻撃対象施設等による分類

① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダムの破壊

② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来